

■ 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2 関係）

（改正内容）

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除（組合等登記令を改正予定）されます。

他方、貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式となります。

貸借対照表の公告の方法（新法第28条の2 第1項）

次の①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

①官報に掲載する方法（同項第1号）

②日刊新聞紙に掲載する方法（同項第2号）

③電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
（同項第3号、施行規則第3条の2 第1項）

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（同項第4号、施行規則第3条の2 第2項及び第3項）

※①及び②の場合は1度掲載することで公告となりますが、③の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、④の場合は公告開始後1年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。

（留意点）

- 施行は平成30年10月1日からとなります。組合等登記令の改正は平成30年10月1日までに
行われる予定です。
- 貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、
定款変更が必要となります。
- 官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」
（例えば、掲載金額の単位を「千円」とすることです。）の公告で足りることとなります。
（新法第28条の2 第2項）

(留意点続き)

○ 電子公告を選択した際、公告期間中に公告の中断が生じた場合、①中断が生じることにつき法人が善意かつ重大な過失がない又は正当な事由があること、②中断の時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと、③法人が中断が生じたことを知った後速やかにその旨等を追加で公告することのいずれにも該当するときは、当該中断は公告の効力に影響を及ぼしません。(同条第5項)

○ 経過措置 (適用対象)

・平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告
(改正法附則第4条第1項)・・・「●」

・ただし、施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から平成30年10月1日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのときに公告

- 平成30年10月1日以後に遅滞なく公告(同条第2項)・・・「☆」
- 平成30年10月1日までに公告(同条第3項)・・・「★～☆の間」

特定貸借対照表は、「☆」又は「★～☆の間」のいずれかのときに公告するとともに、資産の総額についても登記が必要です。

